

70歳未満の人の自己負担限度額

【自己負担限度額（月額）】

	*1	所得区分	3回目まで	4回目以降*3
上位所得者	ア	基礎控除後の所得が901万円を超える世帯*2	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%	140,100円
	イ	基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下の世帯	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%	93,000円
一般	ウ	基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の世帯	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,400円
	エ	基礎控除後の所得が210万円以下の世帯	57,600円	
非課税	オ	市町村民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※「倒産などで職を失った人に対する国保税の軽減」の適用を受ける人が同一世帯にいる場合、所得区分が変更になることがあります。

*1 ア～オは、限度額適用認定証の適用区分欄の記号です。

*2 「基礎控除後の所得」とは、総所得金額等の合計額から基礎控除額と純損失の繰越額を控除（ただし、雑損失の繰越額は控除しません。）した金額です。

*3 高額療養費の支給が年4回以上あるとき、自己負担限度額が変わります。

70歳～74歳の人自己負担限度額

【自己負担限度額（月額）】

所得区分*		①外来（個人単位）	②外来+入院（世帯単位）	自己負担割合（窓口負担）
現役並み所得者	現役並みⅢ (課税所得 690万円以上)	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% (4回目以降の場合 140,100円)		3割
	現役並みⅡ (課税所得 380万円以上 690万円未満)	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1% (4回目以降の場合 93,000円)		
	現役並みⅠ (課税所得 145万円以上 380万円未満)	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% (4回目以降の場合 44,400円)		
一般	18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円 (4回目以降の場合 44,400円)		2割
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円		
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円		

※「倒産などで職を失った人に対する国保税の軽減」の適用を受ける人が同一世帯にいる場合、所得区分が変更になることがあります。

※ 75歳に到達する月の自己負担限度額は誕生日前の国保制度と誕生日以後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額がそれぞれ本来の額の2分の1になります。